



平26警察庁甲情公発第149-1号
平成26年9月11日

野村 一也 様

警察庁長官



行政文書開示請求書の補正について（依頼）

平成26年8月26日付けの行政文書の開示請求書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり補正を求めます。

記

1 補正を求める開示請求書

行政文書開示請求書（平成26年8月27日付け平26警察庁甲情公収第149号）

2 補正を求める理由

行政文書の名称を特定し、手数料を確認するため

3 補正に関する内容及び補正に当たり参考となる情報

(1) 本件開示請求で請求する行政文書の名称等に、

直近の10年間における道路交通法上の道路分類別交通事故発生件数。
ただし、高速自動車国道、自動車専用道路、一部車両通行規制のある道路、その他の道路の内訳がわかるもの。

と記載されているため統計資料を検索したところ、「一部車両通行規制のある道路」における交通事故発生件数を示すものは作成していないため、上記の条件を全て満たす統計資料は保有していませんでした。

なお、平成15年からの一般国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道、高速自動車国道、自動車専用道及びその他の道路に係る道路種類別交通事故件数であれば、警察庁ホームページにて公表している「平成25年中の交通事故の発生状況」の30ページに掲載していますので、開示請求によらず、ご覧いただけます。

(2) 開示請求書記載の条件を全て満たすものについて、保有していないため不開示とする処分を希望する場合には、別紙補正書にてその旨ご回答ください。

なお、不開示とする処分の場合であっても、法第16条及び同法施行令第13条により、一件の請求につき300円の手数料を要します。

(3) 開示請求する統計資料の検索条件を変更する場合には、別紙補正書にてその旨ご回答ください。この場合には、本件開示請求書を返戻しますので、あらためて開示請求を行ってください。

4 補正の期限等

平成26年9月24日（水）【必着】までに「補正書」を返送してください。

期限までに補正がなされない場合には、開示しない旨の決定を行います。

5 備考

補正に要した日数は、法第10条第1項ただし書により、開示決定等の期間計算には算入されないこととされています。

6 連絡先

住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

所属 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室

電話番号 03(3581)0141 内線2188 E-mail koukai@npa.go.jp